

京都市立舞鶴こども療育センターは

児童福祉法に基づく児童福祉施設であると同時に、医療法に基づく病院です。

入所や通所部門では、さまざまな支援が必要な子どもたちに治療・訓練・保育・生活指導を総合的に行っています。また、外来部門では、専門性の高い医療や療育・訓練などを必要とする子どもたちを中心に診察を行っています。

理念

私たちはこども一人ひとりの生きる喜びを守り
生きていく勇気を育みます

支援方針

- こどもの尊厳を第一に考えるとともに、発達段階に応じた支援を通じて、こどもの社会的自立をサポートします。
- こどもとの「ふれあい」とご家族との「対話」を重視し、家庭的環境の中で笑顔あふれる支援を提供します。
- 地域で療育を必要とするこどもやご家族に専門的支援を行うとともに、施設の取り組みを積極的に発信するなど、地域に開かれた施設づくりを目指します。

外来診療

- 小児科 ●整形外科 ●精神科 ●小児外科 ●歯科

小児科

発達障がい、染色体異常や奇形症候群、脳性麻痺とてんかん、神経筋疾患、中枢神経疾患後遺症など小児期の発達全般の問題に対する診察・治療を行います。

整形外科

脳性麻痺、頭部外傷後遺症、二分脊椎、神経筋疾患、代謝・変性疾患などによる身体障がいの診察、装具処方、ボツリヌス治療等を行っています。

精神科

発達障がい及びそれに関連した二次的障がいの診断・治療を行います。

小児外科

障がい児の持つ外科的疾患の診察、胃ろうのカテーテル交換などを行います。

歯科

障がいをもつ子どもの虫歯、歯周疾患、口腔疾患の予防を中心とした歯科診療を行います。



外来ホール



小児科診察室

リハビリテーション

- 理学療法 ●作業療法 ●言語聴覚療法 ●心理療法

理学療法

主に身体機能や運動能力の障がい、発達障がいのあるお子さまに対して、身体機能の改善及び予防、正常運動発達の促進、日常生活動作の獲得を図り、生活の質の向上を援助します。

作業療法

発達時期に様々な障がいを受けられたお子さまに対して、あそびを中心とした作業活動を利用して、個々のお子さまの発達課題や、現在そして将来にわたる生活を考慮した治療を行います。その上で家庭や地域、社会で生き生きと生活ができるように指導、援助します。

言語聴覚療法

発達上でコミュニケーション機能(音声、言語、高次脳神経、聴覚など)の障がいを受けられたお子さまに対して、発声・構音・言語・摂食・嚥下訓練、あるいは評価、検査、指導、助言を系統的に行います。

心理療法

お子さまの様々な心理面の課題に心理検査・カウンセリング・SST・保護者への支援などを行い、心の発達の援助や自分らしい生活を送れるよう支援します。



理学療法



作業療法



言語聴覚療法



心理療法

入所

- 医療型障害児入所施設 ●母子入所 ●療育 ●食事

医療型障害児入所施設

0歳から18歳までの運動機能に障がいのあるお子さま(事故や疾病による中途障害を含む)や、重度の知的障害と肢体不自由が重複しているお子さまなどを対象として、入所児個々の生活の質向上に向け治療および日常生活の支援等を行います。当センターでは、専門スタッフ(医師、リハビリスタッフ、看護師、保育士、心理士、栄養士等)のチームワークでユニットケアの実践に取り組んでいます。

母子入所

母子で一緒に入所(1ヶ月程度)し、リハビリを集中的に行うとともに、お子さまに寄り添い退所に向けての支援も同時に行います。

療育

就学前のお子さまに対しては、保育士が施設内で年間計画に基づき、個性を尊重し、発達レベルに応じた保育を実施しています。小・中学生の児童は隣接する舞鶴支援学校行永分校に通学、高校生は舞鶴支援学校本校まで送迎車で通学しています。



ダイニング



小上がり

食事

お子さまの健康の保持・増進、疾病の予防・治療を目的として、個々に作成した栄養計画に基づき、適切な栄養量・食事形態の食事を提供しています。病院食のイメージではなく、家庭的な温かみのある食事を心がけ、四季折々の行事食や手作りおやつを提供もしています。また入所病棟にはミニキッチンを設け、料理の音や匂いを感じていただく事で、家庭の雰囲気を感じていただけます。



サテライトキッチン

通所

- 短期入所(ショートステイ)
- 児童発達支援・放課後等デイサービス「ひかり」
- 保育所等訪問支援

短期入所(ショートステイ)

在宅で生活する障がいをもたれたお子さまのご家族が、体調不良・冠婚葬祭・ご家族の休養など様々な理由により一時的に介護等が困難になった場合、お子さまに日帰りまたは宿泊で入所していただくことができます。

児童発達支援・放課後等デイサービス「ひかり」

発達の遅れや身体的な障がいがあるお子さまを対象として、通所により心身の発達を促す保育や支援を行います。ご家族からの相談もお受けし、助言や関係機関との調整を行います。



通所「ひかり」

保育所等訪問支援

当センターの療育の専門職(心理士、理学療法士、作業療法士などの医療専門職)が、保育所や学校など日常活動の場を訪問して、子どもがのびのびと力を発揮することができるよう、現場担当スタッフとともに接し方や環境整備などについて検討・支援を行います。

地域療育支援室

地域療育支援室では在宅で生活される障害をもたれたお子さまをサポートする業務を行っています。

当センターが提供する在宅支援の通所事業(短期入所、児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)の窓口であり、他機関との連携・調整を行う部署としての役割を担っています。

当センターが実施している上記の通所事業(短期入所、児童発達支援・放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援)のご利用は、「京都市立舞鶴こども療育センター 地域療育支援室」へお問い合わせ下さい。

